

第 2 6 号議案

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 1 1 年足立区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 8 条」を「第 2 8 条の 2」に、「第 7 3 条」を「第 7 4 条」に改める。

第 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 資源回収場所・ごみ集積所 家庭廃棄物、第 3 3 条第 2 項の規定により区長が処理する事業系一般廃棄物及び第 4 7 条第 1 項の規定により一般廃棄物とあわせて区長が処理する産業廃棄物の収集を行うために、これらを排出すべき場所として、規則で定めるところにより設置された場所をいう。

第 2 8 条の次に次の 1 条を加える。

(収集又は運搬の禁止等)

第 2 8 条の 2 資源回収場所・ごみ集積所に排出された廃棄物のうち、古紙、びん、缶等再利用の対象となる物として区長が指定するものについては、区長及び区長が指定する者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。

2 前項の規定に違反して、収集し、又は運搬した者は、その収集し、又は運搬した物を原状に復さなければならない。

第 3 4 条中「所定の場所」を「資源回収場所・ごみ集積所」に改める。

第 7 3 条の次に次の 1 条を加える。

第 7 4 条 第 2 8 条の 2 第 1 項の規定に違反して収集又は運搬を行った者（法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、これらの行為を行った場合は、その者及びその法人又は人）は、5 万円以下の過料に処する。

付 則

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 3 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 2 3 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

資源ごみの持ち去り行為の禁止等について定める必要があるので、この条例案を提出いたします。